

## 契約保証及び前払金保証の電子化について

令和8年4月1日  
須崎市総務課

建設工事及び測量・建設コンサルタント等委託業務における契約保証について、令和8年4月1日以降に契約締結するものから、下記の保証機関発行の保証証書は、電子証書による提出も可能としましたので、お知らせします。具体的な手続については、保証機関（保証事業会社）にご確認ください。

なお、引き続き紙の保証証書での提出も可能です。

### 1. 電子化の対象となる保証証書

#### ①保証の種類

- ・ 契約保証
- ・ 前払金保証（中間前払金保証を含む）

#### ②保証機関

- ・ 西日本建設業保証株式会社
- ・ 東日本建設業保証株式会社
- ・ 北海道建設業信用保証株式会社

**※上記以外の保証機関が発行する証書等については、これまでと同様に紙による提出が必要です。**

※現金による契約保証の場合は、これまでと同様に契約担当に事前連絡のうえ納付書を受け取り、払込後の領収書の提出をお願いいたします。

### 2. 電子証書の提出を希望する場合

契約担当に連絡のうえ、対象保証機関から発行された「保証契約番号」と「認証キー」を須崎市総務課宛の電子メール本文に記載又は添付し、提出（送信）してください。

### 3. 提出先・問い合わせ先

須崎市総務課契約担当

電話：0889-42-3791

FAX：0889-42-7320

メール：[somul@city.susaki.lg.jp](mailto:somul@city.susaki.lg.jp)（エスオーエムユーイチ@以下は全てアルファベット）